

※ 条文中、網掛け（）部分が、市独自内容を含んだ条文になります。準用規定により独自規定を適用している場合は、当該準用規定中の該当箇所に網掛けをしています。

例： 第１８条では、第１０条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の守秘義務規定を認知症対応型通所介護にも当てはめて適用する（これを準用といいます。）ため、「第１０条」に網掛けをしています。）。

（仮称）流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（案）

## 目次

第１章 総則（第１条—第４条）

第２章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第５条—第１０条）

第３章 夜間対応型訪問介護（第１１条・第１２条）

第４章 認知症対応型通所介護（第１３条—第１８条）

第５章 小規模多機能型居宅介護（第１９条・第２０条）

第６章 認知症対応型共同生活介護（第２１条・第２２条）

第７章 地域密着型特定施設入居者生活介護（第２３条・第２４条）

第８章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第２５条—第２９条）

第９章 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第３０条・第３１条）

第１０章 複合型サービス（第３３条・第３３条）

第１１章 適用（第３４条）

## 附則

第１章 総則

### （趣旨）

第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び法第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

### （定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

(1) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。

(2) 基準省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）をいう。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、**地域包括支援センター**、他の地域密着型サービス事業者（法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）又は居宅サービス事業者（法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者）

第4条 法第78条の2第5項の条例で定める者は、法人とする。

## 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（基本方針）

第5条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の回復を目指すものでなければならない。

（外部評価結果の報告等）

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（基準省令第3条の4第1項の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果

を市に報告するとともに、公表し、常にその改善を図らなければならない。

#### (合鍵の管理)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、管理者（基準省令第3条の5の管理者をいう。）は、その管理責任者となるとともに、基準省令第3条の29第7号に規定する合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法を定めなければならないものとする。

#### (非常災害対策)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に必要な訓練又は研修の機会を設けるよう努めなければならない。

#### (衛生管理等)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（基準省令第3条の4第1項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。）の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、当該従業者に対する衛生教育の徹底を図らなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（基準省令第3条の4第1項の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

#### (秘密保持等)

第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等におい

て、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

### 第3章 夜間対応型訪問介護

(基本方針)

第11条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(準用)

第12条 **第7条から第10条まで**の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第7条第中「基準省令第3条の5」とあるのは「基準省令第7条」と、「基準省令第3条の29第7号」とあるのは「基準省令第14条第7号」と、第9条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（基準省令第3条の4第1項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護従業者（基準省令第6条の夜間対応型訪問介護従業者をいう。）」と、読み替えるものとする。

### 第4章 認知症対応型通所介護

(基本方針)

第13条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

**(非常災害設備)**

**第14条 基準省令第44条第1項の非常災害に際して必要な設備については、**

利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要なものを整備しなければならないものとする。

(食事)

第15条 指定認知症対応型通所介護事業者（基準省令第48条に規定する指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、食事の提供に関し、食材料の地産池消に努めるものとする。

(非常災害対策)

第16条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、搬出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならないものとする。

(衛生管理等)

第17条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所（基準省令第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針又はマニュアルを整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第18条 第10条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

第5章 小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第19条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下

「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(準用)

第20条 **第6条、第10条、第14条、第15条及び第17条**の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第6条中「基準省令第3条の4第1項」とあるのは「基準省令第63条第1項」と、「基準省令第3条の21第2項」とあるのは「基準省令第72条第2項」と、第14条中「基準省令第44条第1項」とあるのは「基準省令第67条第1項」と、第15条中「基準省令第48条」とあり、第17条第2項中「基準省令第52条第1項」とあるのは「基準省令第63条第1項」と読み替えるものとする。

## 第6章 認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第21条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(準用)

第22条 **第6条、第10条、第14条、第15条及び第17条**の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第6条中「基準省令第3条の4第1項」とあるのは「基準省令第90条第1項」と、「基準省令第3条の21第2項」とあるのは「基準省令第97条第7項」と、第14条中「基準省令第44条第1項」とあるのは「基準省令第93条第1項」と、第15条中「基準省令第48条」とあり、第17条第2項中「基準省令第52条第1項」とあるのは「基準省令第90条第1項」と読み替えるものとする。

## 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

### (基本方針)

第23条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

### (準用)

第24条 **第10条及び第14条から第17条まで**の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「基準省令第44条第1項」とあるのは「基準省令第112条第6項」と、第15条中「基準省令第48条」とあり、第17条第2項中「基準省令第52条第1項」とあるのは「基準省令第109条第2項」と読み替えるものとする。

## 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### (基本方針)

第25条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常

にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気<sup>を</sup>を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入所定員に関する基準）

第26条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。

（食事）

第27条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>を</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

**2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、食事の提供に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。**

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

（秘密保持等）

第28条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。**当該施設の従業者でなくなった後においても、同様とする。**

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

（準用）

第29条 **第14条及び第16条**の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において第14条中「基準省令第44条第1項」とあるのは「基準省令第131条第1項第9号」と読み替えるものとする。

第9章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設



(基本方針)

第30条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（基準省令第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第31条 **第14条、第16条、第27条及び第28条**の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第14条中「基準省令第44条第1項」とあるのは「基準省令第160条第1項第5号」と読み替えるものとする。

第10章 複合型サービス

(基本方針)

第32条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第18条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(準用)

第33条 **第6条、第10条、第14条、第15条及び第17条**の規定は、複合型サービスの事業について準用する。この場合において第6条中「基準省令第3条の4第1項」とあるのは「基準省令第171条第1項」と、「基準省令第3条の21第2項」とあるのは「基準省令第176条第2項」と、第14条中「基準省令第44条第1項」とあるのは「基準省令第175条第1項」と、第15条中「基準省令第48条」とあり、第17条第2項中「基準省令第52条第1項」とあり、第10条中「基準省令第63条第1項」とあるのは「基準省令第171条第1項」と、同条中「基準省令第72条第2

項」とあるのは「基準省令第176条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第11章 適用

(適用)

第34条 第3条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（平成24年厚生労働省令第30号による改正後の基準省令をいう。）に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。